

## 化学物質審査規制法の見直しに関するシンポジウムの概要

「化学物質審査規制法の見直しに関するシンポジウム」が、6月29日（日）に都内で開催され、事前に応募のあった5団体からの意見発表、意見交換などが行われた。これは、現在、中央環境審議会、厚生科学審議会及び産業構造審議会の合同会合において見直しの検討が進められている化学物質審査規制法について、市民団体等の意見を聴取し、関係者による意見交換を行うため、厚生労働省及び経済産業省の協力を得て、環境省の主催により開催したものである。

### 1．開催日時等

平成20年6月29日（日） 14：00～16：30（於：東京国際フォーラム）

### 2．参加者

約80名（公募により参加者を募集。化審法見直し合同委員会委員、所管省からの出席者を含む。）

### 3．結果概要

#### （1）意見発表

環境省からの趣旨説明、化審法見直しの状況の説明の後、各団体からの発表者より、以下の内容の発表があった。

- ナノ物質については、市民の参加の下に、予防原則に基づく法的強制力のある管理が必要。化審法の改正ではなく、予防原則と「データなければ市場なし」の理念に基づく「ナノ物質管理法」の制定、過渡期の対応等を提案。
- 国際潮流に沿った化学物質の総合管理体系を実現するためには、法律、行政、評価機関の一元化による管理能力の強化と国際整合性の確保を図る必要。“化学物質総合管理法”の制定等を提案。
- 予防原則等の明記、既存物質対策の強化、高懸念物質への対応、情報流通の強化等の法改正のポイントの提案。化学物質管理の一元的組織の設立及び“化学物質対策基本法”の制定等を提案。
- ビジョンを明確にし、省庁の所管にとらわれず化学物質管理体系を包括的に見直すことが必要。市民の理解促進のための平易な情報提供が必要。幅広い関係者の参加による国際化学物質管理戦略（SAICM）の国内実施計画の策定を提案。
- SAICMの公約を誠実に実行し、省庁の権限の枠を外した化学物質総合管理が行える仕組み作りが必要。消費者の立場からは情報開示を重視。「消費者庁」の創設に向けた動き及びその基本方針が参考になる。

#### （2）意見交換

意見交換においては、ファシリテータ（環境省）による進行により、発表に関する質

疑、 発表者による意見交換、 フロアからの意見提出などが行われた。提示された意見の概要については、以下のとおり。

< 発表者からの意見 >

- 化審法と化管法の見直しを行う前に、現在の法体系が最善であるかどうかの議論が必要。
- 欧州では、REACH規則に先立ち、関係者の幅広い参加により「白書」が作られたが、我が国でも同様の手続を経るべき。
- 広く国民の声を聴きながら、化学物質管理に関する現状分析（ナショナルプロファイル）をまず作り、現状と課題を洗い出す作業を経て、SAICMの国内行動計画に反映させるべき。
- 化学物質のリスクに関する情報が一本化され、気軽に市民が得ることができるようにすべき。
- 予防原則又は予防的取組方法をどのようにして具体的に適用するかが重要。
- 国外から見てもわかりやすい制度が必要であり、OECDの理事会決議や国連の国際合意などを実行して欲しい。そのためには中核となる法律と機関が必要。

< フロアからの意見 >

- 化審法、化管法の検討は一旦やめて、化学物質対策の抜本的な検討を始めるべき。
- 化審法の中での人健康影響に対する環境影響の比重に物足りなさを感じる。
- 化学物質の定義について、天然物を除外すべきではない。
- 米国有害物質規制法や、EUにおけるREACHの既存化学物質点検の規則などに比べ、Japan チャレンジプログラムには法的な枠組みがないため限界がある。
- 国際的にハザードデータの共有・整備を行い、市民に公開していくべき。
- 化学物質による被害に関して消費者からの相談などに応じられる窓口を設けることも検討して欲しい。

(参考)意見発表概要(意見発表申込時の内容より)

意見発表 : 「ナノ物質の安全管理 化審法ではなく新たなナノ物質管理法が必要」

安間 武 化学物質問題市民研究会

ナノ物質の特徴は、そのサイズが非常に小さく、質量当りの表面積が非常に大きいことであり、バルク物質とは全く異なる新たな特性を帯びると言われている。これらの特性を利用してナノ技術は既に広い範囲で実用化されているが、一方でこれらの特性の有害リスクが懸念されている。ナノ物質は危険な特性を含めて全ての特性が確かめられなくてはならない。ある種のナノ物質が環境や生物に重大な危害を及ぼす可能性があることを示す多くの研究がある。しかし現在、世界中でナノ物質/ナノテク製品を規制している国はない。多くのナノ物質が安全性の確認及び表示義務もなく市場に出されている。意見発表ではナノ物質の有害性報告の事例紹介、ナノ物質管理に関する NGO の意見、著名な機関の勧告、化審法見直し合同会議等での国の見解を紹介。これらに基づきナノ物質管理の要件を提案し、化審法の改正ではなく、“ナノ物質管理法”を新たに制定すべきこと、及び新法制定までの過渡期対応を提案する。

意見発表 : 「化学物質総合管理を実現する法体系への変革の提言」

星川 欣孝 特定非営利活動法人化学生物総合管理学会

緊急提言(法律と行政の一元化による化学物質総合管理能力の強化 国民の窮状を救い国際公約を守るために )に関連して、化審法を含めた化学物質管理法制の見直しの視座のあり方について主に以下に関する意見を述べる。

1. 国際合意事項等への計画的対応の必要性
  - (1) OECD 理事会決議事項
  - (2) UNCED 採択事項: リオ宣言、アジェンダ 21 第 19 章
  - (3) ICCM 採択事項: SAICM (ドバイ宣言、総合戦略、世界行動計画)
2. 規制改革に関する OECD 対日勧告事項への政策的対応の必要性
3. 化学物質管理法制に係る課題への対応の基本的視座  
基本的視座: 法律制度の統合化による管理能力の強化と国際整合性の確保

意見発表 : 「化審法の見直しポイント及び基本法制定の必要性について」

中下 裕子 ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議

- 1、次のような点を法改正に盛り込むことを提案します  
予防原則、代替原則、弱者への配慮、生産者責任原則等を明記すべきである  
既存化学物質についても新規物質と同様にデータ等の届出を義務付ける必要がある。  
良分解性物質や VPVB を含めて、広く高懸念物質に対する規制とすべきである  
製造・輸入量や用途情報の届出を義務付けるとともに、上流の生産者から末端消費者まで化学物質に係わる情報が円満に流通するシステムを構築する必要がある。
- 2、領域・用途別の省庁縦割り行政の欠点を補うために、共通の基本理念・基本戦略を

定める「化学物質政策基本法」(仮称)を制定し、その下で化審法の改正を進めることを提案します。

意見発表 : 「現行の化審法の枠にとられない見直しを」

村田 幸雄 財団法人世界自然保護基金ジャパン

1. 現行の化審法について

設計思想が古く、小手先の手直しでは以下のような今日的課題に答えきれないことは明らかである。この機に省庁の管轄にとられないことなく、化学物質管理全体の体系を包括的に見直すべきではないか。

- ・ 予防原則/予防的アプローチの適用
- ・ 既存化学物質の安全性データ不備
- ・ Duty of Care
- ・ ライフサイクルにわたる管理
- ・ 安全性情報伝達

など・・・

2. 化審法見直し合同委員会について

国際的にも「社会の化学物質管理の方法において根本的な改革が必要」(SAICM ドバイ宣言)とされているにもかかわらず、何を指して見直すのか方向が示されず、また議題にも設定されていない。また委員構成がステークホルダー参加の観点から適切とはいえない

3. 化審法見直しの取組に限らず、化学物質管理に係わる国の分かりにくい情報提供が逆に国民の理解を妨げている。そこで、理解促進のための効果的な取組を提案したい。

意見発表 : 「消費者の利益を中心にすえた化学物質政策を！」

茂木 なほみ 主婦連合会

国際化学物質管理戦略(SAICM)の公約も誠実に実行する事が必要であり、省庁の権限の枠を外した化学物質総合管理が行なえる法制度が必要である。